被扶養者(追加)届　添付書類一覧表

1.配偶者(状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求めることがあります。)

○:必須
△:該当する場合必須

続柄・年齢・収入有無・職業等 ＼ 提出書類(写しで可)、および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず邦訳の添付が必要	健康保険被扶養者異動届	健康保険扶養関係現況書	※在学証明書または学生証に入学日・有効期限の記載がない場合、新学期の学生証と大学等学生協組合員証	※就職した雇用契約書または雇用保険被保険者証の場合は勤務形態や時給等が明記されたもの	直近の給与明細書3か月分・源泉徴収票(今後1年間の収入を推定できるもの)	所得証明書	退職証明書	離職票	雇用保険受給資格者証(両面)	出産手当金支払決定通知	傷病手当金支払決定通知	確定申告(収支内訳書含む)	直近の年金支払通知(これから受給開始の場合は年金見込額照会回答票)	障害者手帳・療育手帳・医師の診断書等	事実に関する証明	外国人の場合、在留カード(1年以上の長期滞在資格確認)	別居の場合、送金の事実を証明するもの(過去6か月分、被扶養者状況確認時にも必要)	被保険者の結婚により配偶者を扶養する場合、戸籍謄本(日付・婚姻関係を確認)	60歳未満の配偶者を扶養する場合、国民年金第3号被保険者関係届(会社経由年金事務所へ提出)	任意継続被保険者の方が収入の2倍以上ある家族を扶養する場合、保険扶養証明(雇用保険受給資格者証、年金の収入見込額照会回答票等)	夫の扶養状況が確認時に扶養する場合、夫の収入証明(被扶養者)	備考
	認定時のみ	認定時のみ											認定時のみ		認定時のみ		認定時のみ		認定時のみ			
	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	就学先	勤務先	市区町村	元勤務先	元勤務先	ハローワーク	元の健康保険	元の健康保険	税務署	厚生労働省等	市区町村	福祉事務所	市区町村・日本国領事館	金融機関	市区町村	各社総務または日本年金機構HP	ハローワークまたは年金事務所	配偶者の勤務先等	
配偶者 18歳未満の学生	○	○													△	△	△	△	△	△	
配偶者 18歳以上または18歳未満の非学生 大学・各種学校・予備校等通学	○	○	○	○											△	△	△	△	△	△	学生証は入学日か有効期限が明記されていること、子以外の場合は収入証明等も必要
現在収入あり(複数の収入がある場合、それぞれ) パート・アルバイト等	○	○		○											△	△	△	△	△	△	
自営業・農業	○	○									○				△	△	△	△	△	△	廃業の場合は、廃業届
失業給付受給中	○	○						○							△	△	△	△	△	△	日額3,612円(60歳以上5,000円)未満のみ受給中認定可(出産・傷病手当金受給者は、退職の証明も必要)
出産手当金受給中および受給後	○	○							○						△	△	△	△	△	△	
傷病手当金受給中および受給後	○	○								○					△	△	△	△	△	△	
不動産・配当・その他収入がある	○	○									○				△	△	△	△	△	△	確定申告をしていない場合、収入の証明および市区町村の所得証明書
年金・恩給受給者	○	○			○							○			△	△	△	△	△	△	年金支払通知は受給している全て(遺族障害年金・農業者年金・厚生年金基金含む)
障害者・長期疾病者	○	○		○									○		△	△	△	△	△	△	
生活扶助を受けている	○	○												○	△	△	△	△	△	△	
現在収入なし 前年も無収入だった方	○	○			○										△	△	△	△	△	△	所得証明書は、非課税であることの証明でなく、収入金額が確認できる証明
前年に収入があった方 在職中雇用保険に未加入	○	○				○									△	△	△	△	△	△	
失業保険を受給しない	○	○					○								△	△	△	△	△	△	
失業給付を受給予定(受給延長を含む)	○	○					○								△	△	△	△	△	△	離職票は、受給延長を含む(後日速やかに雇用保険受給資格者証両面)
失業給付を受給終了	○	○						○							△	△	△	△	△	△	雇用保険受給資格者証は、受給終了日確認

被扶養者（追加）届　添付書類一覧表

2.子・孫および兄弟姉妹（状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求めることがあります。）

○：必須
△：該当する場合必須

提出書類（写しで可）および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず邦訳の添付が必要 続柄・年齢・収入有無・職業等	健康保険被扶養者異動届	健康保険扶養関係現況書	在学証明書または学生証に入学日・有効期限の記載がない場合、大学等、学生証と大学生協組合員証※新潟大学生等	直近の給与明細書3か月分・源泉徴収票（今後1年間の収入を推定できるもの）※就職したばかりの場合は勤務形態や時給等が明記された雇用契約書	所得証明書	退職証明書	離職票	雇用保険受給資格者証（両面）	出産手当金支払決定通知	傷病手当金支払決定通知	確定申告（収支内訳書含む）	直近の年金支払通知（これから受給開始の場合は年金見込額照会回答票）	障害者手帳・療育手帳・医師の診断書等	事実に関する証明	兄弟姉妹を扶養する場合、戸籍謄本（続柄を確認）	外国人の場合、在留カード（1年以上の長期滞在資格確認）	別居の場合、送金の事実を証明するもの（過去6か月分、被扶養者状況確認時にも必要。学生の子は証明不要）	被保険者の結婚、戸籍謄本（日付・婚姻関係を確認）夫の扶養する場合	家族の離婚により同居する方を扶養する場合、戸籍謄本（日付・婚姻関係、同居を確認）家族および住民票	任意継続被保険者の収入が2倍以上であるか、扶養する家族の年金の見込額照会回答票等（雇用保険受給資格者証）保険証	定年再雇用・任意継続の方が家族を扶養し、配偶者に収入があるか、配偶者の収入より多いことを確認）源泉徴収票等（配偶者の収	夫の扶養する女性が家族を扶養する場合、夫の収入証明（被扶養者状況確認時にも必要）	備考
	認定時のみ	認定時のみ											認定時のみ		認定時のみ	認定時のみ		認定時のみ	認定時のみ		認定時のみ			
	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	就学先	勤務先	市区町村	元勤務先	元勤務先	ハローワーク	元の健康保険	元の健康保険	税務署	厚生労働省等	市区町村	福祉事務所	市区町村	市区町村・日本国領事館	金融機関	市区町村	市区町村	ハローワークまたは年金事務所	配偶者の勤務先等	配偶者の勤務先等	
子・孫および兄弟姉妹 18歳未満の学生	○	○													△	△	△	△	△	△	△	△	
子・孫および兄弟姉妹 18歳以上または18歳未満の非学生 大学・各種学校・予備校等通学（子の場合、収入100万円未満は収入証明不要）	○	○	○	△											△	△	△	△	△	△	△	△	学生証は入学日か有効期限が明記されていること、子以外の場合は収入証明等も必要
現在収入あり（複数の収入がある場合、それぞれ） パート・アルバイト等	○	○		○											△	△	△	△	△	△	△	△	
自営業・農業	○	○									○				△	△	△	△	△	△	△	△	廃業の場合は、廃業届
失業給付受給中	○	○						○							△	△	△	△	△	△	△	△	日額3,612円（60歳以上5,000円）未満のみ受給中認定可（出産・傷病手当金受給者は、退職の証明も必要）
出産手当金受給中および受給後	○	○							○						△	△	△	△	△	△	△	△	
傷病手当金受給中および受給後	○	○								○					△	△	△	△	△	△	△	△	
不動産・配当・その他収入がある	○	○									○				△	△	△	△	△	△	△	△	確定申告をしていない場合、収入の証明および市区町村の所得証明書
年金・恩給受給者	○	○			○							○			△	△	△	△	△	△	△	△	年金支払通知は受給している全て（遺族障害年金・農業者年金・厚生年金基金含む）
障害者・長期疾病者	○	○		○									○		△	△	△	△	△	△	△	△	
生活扶助を受けている	○	○												○	△	△	△	△	△	△	△	△	
現在収入なし 前年も無収入だった方	○	○			○										△	△	△	△	△	△	△	△	所得証明書は、非課税であることの証明でなく、収入金額が確認できる証明
前年に収入があった方 在職中雇用保険に未加入	○	○				○									△	△	△	△	△	△	△	△	
失業保険を受給しない	○	○					○								△	△	△	△	△	△	△	△	
失業給付を受給予定（受給延長を含む）	○	○					○								△	△	△	△	△	△	△	△	離職票は、受給延長を含む（後日速やかに雇用保険受給資格者証両面）
失業給付を受給終了	○	○						○							△	△	△	△	△	△	△	△	雇用保険受給資格者証は、受給終了日確認

被扶養者（追加）届　添付書類一覧表

3.実父母・義父母・養父母・祖父母・義祖父母（状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求めることがあります。）

○：必須
△：該当する場合必須

続柄・年齢・収入有無・職業等 ＼ 提出書類（写しで可）および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず邦訳の添付が必要			健康保険被扶養者異動届	健康保険扶養関係現況書	在学証明書または学生証（※新入学日・有効期限の記載がない場合、学生証と大学生協組合員証）	直近の給与明細書3か月分・源泉徴収票（今後1年間の収入を推定できるもの）（※就職したばかりの場合は勤務形態や時給等が明記された雇用契約書）	所得証明書	退職証明書	離職票	雇用保険受給資格者証（両面）	傷病手当金支払決定通知	確定申告（収支内訳書含む）	直近の年金支払通知（これから受給開始の場合は年金見込額照会回答票）	障害者手帳・療育手帳・医師の診断書等	事実に関する証明	義父母、義祖父母、義曾祖父母を扶養する場合、戸籍謄本、世帯全員分の住民票（同居、続柄を確認）	外国人の場合、在留カード（1年以上の長期滞在資格確認）	別居の場合、送金の事実を証明するもの（過去6か月分、被扶養者状況確認時にも必要。）	被保険者の結婚または離婚により家族を扶養する場合、戸籍謄本（日付・婚姻関係を確認）	家族の離婚により同居する方を扶養する場合、戸籍謄本および住民票（日付・婚姻関係、同居を確認）	任意継続被保険者の収入が家族を扶養する場合、保険者の収入が家族を扶養する場合、扶養証明（雇用保険受給資格者証、年金見込額照会回答票等）	定年再雇用・任意継続の方が家族を扶養し、配偶者に収入があること合を、配偶者の源泉徴収票等（配偶者の収入より多いことを確認）	夫の被扶養者状況確認時にも必要）場合、夫の収入証明	両親が健在で片親のみ扶養する場合、扶養しない親の収入証明（両親の収入を確認）	備考
			認定時のみ	認定時のみ										認定時のみ		認定時のみ	認定時のみ		認定時のみ	認定時のみ		認定時のみ			
			各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	就学先	勤務先	市区町村	元勤務先	元勤務先	ハローワーク	元の健康保険	税務署	厚生労働省等	市区町村	福祉事務所	市区町村	市区町村・日本国領事館	金融機関	市区町村	市区町村	ハローワークまたは年金事務所	配偶者の勤務先等	配偶者の勤務先等	市区町村等	
実父母・義父母・養父母・祖父母・義祖父母	大学・各種学校・予備校等通学		○	○	○	○										△	△	△	△	△	△	△	△	△	学生証は入学日か有効期限が明記されていること、子以外の場合は収入証明等も必要
	現在収入あり（複数の収入がある場合、それぞれ）	パート・アルバイト等	○	○		○										△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		自営業・農業	○	○								○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	廃業の場合は、廃業届
		失業給付受給中	○	○						○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	日額3,612円（60歳以上5,000円）未満のみ受給中認定可（出産・傷病手当金受給者は、退職の証明も必要）
		出産手当金受給中および受給後	○	○												△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		傷病手当金受給中および受給後	○	○							○					△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		不動産・配当・その他収入がある	○	○								○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	確定申告をしていない場合、収入の証明および市区町村の所得証明書
		年金・恩給受給者	○	○			○						○			△	△	△	△	△	△	△	△	△	年金支払通知は受給している全て（遺族障害年金・農業者年金・厚生年金基金含む）
		障害者・長期疾病者	○	○		○								○		△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		生活扶助を受けている	○	○											○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	現在収入なし	前年も無収入だった方	○	○			○									△	△	△	△	△	△	△	△	△	所得証明書は、非課税であることの証明でなく、収入金額が確認できる証明
		前年に収入があった方　在職中雇用保険に未加入	○	○				○								△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		前年に収入があった方　失業保険を受給しない	○	○					○							△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		前年に収入があった方　失業給付を受給予定（受給延長を含む）	○	○					○							△	△	△	△	△	△	△	△	△	離職票は、受給延長を含む（後日速やかに雇用保険受給資格者証両面）
		前年に収入があった方　失業給付を受給終了	○	○						○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	雇用保険受給資格者証は、受給終了日確認

被扶養者(追加)届　添付書類一覧表

4.甥・姪・その他の3親等内親族(状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求めることがあります。)

○:必須
△:該当する場合必須

続柄・年齢・収入有無・職業等 ＼ 提出書類(写しで可)および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず邦訳の添付が必要				健康保険被扶養者異動届	健康保険扶養関係現況書	在学証明書または学生証に入学日・有効期限の記載がない場合、※新潟大学等学生証と大学生協組合員証	直近の給与明細書3か月分・源泉徴収票(今後1年間の収入を推定できるもの)※就職したばかりの場合は勤務形態や時給等が明記された雇用契約書	所得証明書	退職証明書	離職票	雇用保険受給資格者証(両面)	出産手当金支払決定通知	傷病手当金支払決定通知	確定申告(収支内訳書含む)	直近の年金支払通知(これから受給開始の場合は年金見込額照会回答票)	障害者手帳・療育手帳・医師の診断書等	事実に関する証明	戸籍謄本、世帯全員分の住民票(同居、続柄を確認)	外国人の場合、在留カード(1年以上の長期滞在資格確認)	被保険者の結婚または離婚により家族を扶養する場合、戸籍謄本(日付・婚姻関係を確認)	家族の離婚により同居する方を扶養する場合、戸籍謄本および住民票(日付・婚姻関係、同居を確認)	任意継続被保険者の収入が2倍以上ある家族を扶養する場合、扶養する家族があることを証明(雇用保険受給資格者証、年金見込額照会回答票等)	収入が定年再雇用・任意継続の方が家族を扶養し、配偶者の収入より多いこと場合を確認(配偶者の源泉徴収票等)	夫の扶養する女性が家族を扶養する場合、夫の収入証明(被扶養者状況が確認時にも必要)	備考
				認定時のみ	認定時のみ											認定時のみ		認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ		認定時のみ		
				各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	就学先	勤務先	市区町村	元勤務先	元勤務先	ハローワーク	元の健康保険	元の健康保険	税務署	厚生労働省等	市区町村	福祉事務所	市区町村	市区町村・日本国領事館	市区町村	市区町村	ハローワークまたは年金事務所	配偶者の勤務先等	配偶者の勤務先等	
甥・姪・その他の3親等内親族	18歳未満の学生			○	○													○	△	△	△	△	△	△	
	18歳以上または18歳未満の非学生	大学・各種学校・予備校等通学		○	○	○	○											○	△	△	△	△	△	△	学生証は入学日か有効期限が明記されていること、子以外の場合は収入証明等も必要
		現在収入あり(複数の収入がある場合、それぞれ)	パート・アルバイト等	○	○		○											○	△	△	△	△	△	△	
			自営業・農業	○	○									○				○	△	△	△	△	△	△	廃業の場合は、廃業届
			失業給付受給中	○	○						○							○	△	△	△	△	△	△	日額3,612円(60歳以上5,000円)未満のみ受給中認定可(出産・傷病手当金受給者は、退職の証明も必要)
			出産手当金受給中および受給後	○	○							○						○	△	△	△	△	△	△	
			傷病手当金受給中および受給後	○	○								○					○	△	△	△	△	△	△	
			不動産・配当・その他収入がある	○	○									○				○	△	△	△	△	△	△	確定申告をしていない場合、収入の証明および市区町村の所得証明書
			年金・恩給受給者	○	○			○							○			○	△	△	△	△	△	△	年金支払通知は受給している全て(遺族障害年金・農業者年金・厚生年金基金含む)
			障害者・長期疾病者	○	○		○									○		○	△	△	△	△	△	△	
			生活扶助を受けている	○	○												○	○	△	△	△	△	△	△	
		現在収入なし	前年も無収入だった方	○	○			○										○	△	△	△	△	△	△	所得証明書は、非課税であることの証明でなく、収入金額が確認できる証明
			前年に収入があった方 在職中雇用保険に未加入	○	○				○									○	△	△	△	△	△	△	
			前年に収入があった方 失業保険を受給しない	○	○					○								○	△	△	△	△	△	△	
			前年に収入があった方 失業給付を受給予定(受給延長を含む)	○	○					○								○	△	△	△	△	△	△	離職票は、受給延長を含む(後日速やかに雇用保険受給資格者証両面)
			前年に収入があった方 失業給付を受給終了	○	○						○							○	△	△	△	△	△	△	雇用保険受給資格者証は、受給終了日確認

被扶養者（削除）届　添付書類一覧表

※扶養認定基準を満たさなくなった場合、事実発生日にて扶養削除となりますので、すみやかに届出ください。
　扶養削除日以降、当健康保険組合保険証を使用された場合は、医療費を返還いただきます。特定健診も受診できません。

〇：必須
△：該当する場合必須

提出書類（写しで可）および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず邦訳の添付が必要 扶養から除く理由	健康保険被扶養者異動届	日本精機健康保険組合被保険者証	限度額適用認定証	高齢受給者証	特定疾病療養受療証	就職先保険証（表面のみ、資格取得日を確認）	雇用保険受給資格者証（両面）	事実確認ができるもの（源泉票・年金改定通知など）	事実確認ができるもの（住民票など）	戸籍謄本	埋葬料請求書（事業所から入手し記入）	60歳未満の配偶者を扶養削除する理由が収入基準超過・離婚・死亡・別居で収入が被保険者からの仕送り額未満の場合、配偶者の国民年金第3号被保険者関係届（会社経由年金事務所へ提出）	備考
	各社総務または健保HP	扶養家族等	扶養家族等	扶養家族等	扶養家族等	就職先健保	ハローワーク	（状況に応じて）	（状況に応じて）	市区町村	健康保険組合	各社総務または日本年金機構HP	
就職	〇	〇	△	△	△	〇							
失業給付受給開始	〇	〇	△	△	△		〇					△	受給日額が3,612円（60歳以上5,000円）以上の場合のみ削除
収入基準超過	〇	〇	△	△	△			〇				△	収入基準超過時点から削除
別居（仕送り証明がない場合）	〇	〇	△	△	△				〇			△	別居開始日から削除
被保険者が離婚	〇	〇	△	△	△					〇		△	
家族が結婚	〇	〇	△	△	△					〇			
死亡	〇	〇	△	△	△						〇	△	